

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を平成3年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から同年11月1日まで

関係会社間の異動により、平成3年10月31日までA事業所に在籍し、翌月11月1日からB事業所に帰社したにもかかわらず、A事業所の厚生年金保険の資格喪失日が、同年10月1日で届出されており、同年10月が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した在職証明により、申立人は、平成3年10月31日付けでA事業所から関連会社であるB事業所に異動し、継続して勤務していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人は申立期間を含む昭和63年5月21日から平成3年10月31日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所は、「資格喪失日を平成3年10月1日と誤って被保険者資格喪失届を提出したため、申立人に1か月の厚生年金保険の未加入期間が生じた。」と回答している。

さらに、厚生年金保険料の給与からの控除について事業主は、「給与計算システムで行っており、在籍者であった申立人から申立期間の厚生年金保険料を控除していないということは無い。」と文書回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が社会保険事務所に提出した資格喪失届（控）の記載から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付していない。」としており、一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば平成3年10月1日資格喪失と記録されており、事業主は、「資格喪失日を平成3年11月1日とするところを同年10月1日と誤って届を提出した。」としていることから届出どおりの処理を社会保険事務所は行ったものと考えられるため、社会保険事務所は申立人に係る平成3年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月27日から同年11月1日まで

申立期間は、厚生年金保険の未加入期間となっている。しかし、提出した人事記録にもあるとおり申立期間も継続して勤務しており、また、昭和41年10月から同年12月までの給与明細書により、いずれの月も毎月990円の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できることから、申立期間が未加入との記録には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった社員名簿により、申立人は昭和41年10月15日付け辞令で、同事業所B支店から同事業所C支店に異動発令がなされ、人事記録では、同年11月1日に同事業所C支店へ赴任したことが確認できることから、申立期間において同事業所B支店に継続して勤務していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人は申立期間を含む昭和32年4月1日から平成9年6月28日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

一方、当該事業所は「当時の事務処理に関してはすべて不明。」と回答しているが申立人の昭和41年10月及び同年11月の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、

3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申し立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年11月まで

昭和39年10月に結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付していた。結婚して1年も経っていない時期に「せっかくお母さんが納めておられるのだから。」として集金人が私の住まいに来たので、毎月国民年金保険料を納付していた。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているが、一つ目の国民年金手帳記号番号は、申立人の母と連番で制度発足当時に払い出されており、A市区町村が保管している申立人の被保険者名簿の国民年金加入記録は、20歳到達時に資格取得、44年4月1日に資格喪失、加入期間はすべて免除期間であり、基礎年金番号統合前の社会保険庁の国民年金記録と同一である。

また、A市区町村が保管している申立人の被保険者名簿において、申立人が昭和39年10月19日に結婚した際、国民年金の氏名変更手続、住所変更手続及び任意加入手続をした形跡は無く、社会保険庁の記録も、平成20年8月21日に基礎年金番号に統合するまでは、旧姓で記録が管理されており、結婚後、この国民年金手帳記号番号で国民年金保険料を納付していたとは考え難く、申立人も「結婚した際、国民年金関係の手続はしていない。」と供述している。

さらに、申立人は、「昭和39年10月に結婚した後1年も経っていない時期に、50代の女性が『せっかくお母さんが納めておられるのだから。』と私の住まいに集金に来たから、それ以降、国民年金保険料を集金で納付していた。」と申し立てているが、結婚前の申立人の国民年金加入期間の記録はすべて免除期間である上、社会保険事務所が管理している申立人の母の国民年金被保険者台帳において、その母も申立期間の一部を含む昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料は、当初、法定免除又は申請免除であったところ、47年以降に追納した記録となっており、42年4月から50年10月までの国民年金保険料については現年度保険料として納付していることが確認できることから、申立内容と矛盾している。

加えて、申立人の所持している二つ目の国民年金手帳は、昭和 50 年 12 月 1 日の国民年金の任意加入手続を行った際に発行されており、申立てどおり申立期間の国民年金保険料を納付していたのであれば、45 年 8 月 26 日から引き続き居住していた申立人の夫の勤務先である B 事業所の社宅の住所で、改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難く、社宅の国民年金保険料の集金人に照会しても、「社宅の国民年金保険料の集金はしていたが、集金をしてきた時期を覚えていないため、申立人の国民年金保険料をいつから集金していたか、記憶が曖昧ではっきり分からない。」と供述している。

このほか、前述の二つの国民年金手帳記号番号以外の記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 236

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年3月まで  
昭和42年1月からA事業所に住み込みで就職し、20歳になった同年4月に国民年金に加入した。51年9月の退職まで国民年金保険料、雇用保険料等を給料より控除されていた。国民年金の加入手続や保険料の納付は事業主夫人(故人)が行っていた。保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及びB市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、いずれも申立人は、昭和45年12月5日に資格喪失し、48年4月1日に任意加入手続をしたものと記録されており、社会保険庁の記録との間に食い違いはみられない。

また、申立人は「A事業所に昭和42年1月から51年9月まで勤務し、国民年金保険料、雇用保険料等を給料から控除された。」旨を申し立てているが、雇用保険の加入記録は50年4月1日から51年11月17日までと確認でき、申立期間の加入記録は確認できない上に、申立人は45年12月の婚姻により住所地が住み込み先のA事業所から他の場所(同一市区町村内)に異動しており、その後の国民年金保険料の納付書は新住所に送付されたものとうかがわれることからA事業所において給料から保険料が控除されたとは考え難い。

さらに、申立人は「加入手続や保険料の納付は事業主夫人(故人)が行っていた。」と申し立てているが、事業主夫人(故人)が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等の詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 26 日から 45 年 3 月 4 日まで  
② 昭和 45 年 3 月 21 日から 51 年 9 月 10 日まで

「ねんきん特別便」が届き、昭和 44 年 3 月 26 日から 45 年 3 月 4 日までの A 事業所で勤務していた期間、及び同年 3 月 21 日から 51 年 9 月 10 日までの B 事業所で勤務していた期間の記録が漏れていることが分かった。社会保険事務所で記録を確認したところ、これらの期間については、脱退手当金が支給されたことになっているため年金額の計算には算入されないとの回答をもらった。

私は、結婚退職した訳ではなく、C 市区町村に帰って就職したかったので退職後すぐに（昭和 51 年 9 月）帰郷し、昭和 51 年 12 月に C 市区町村で再就職した。

脱退手当金という制度があることも知らなかった。脱退手当金を請求した記憶及び、受け取った記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D 社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には申立期間の事業所名、その所在地及び勤務期間が申立人の署名、押印とともに記載されており、昭和 51 年 9 月に申立人の住所地を管轄する E 社会保険事務所に提出され、その後転送された申立期間の最終事業所を管轄する D 社会保険事務所において、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、脱退手当金を裁定した D 社会保険事務所には、申立人名の「支給を希望する」旨の書類が保管されているほか、裁定伺の送金先は、申立人の当時の住所地の最寄りの郵便局であることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、社会保険事務所が脱退手当金の支給の決裁をした際に押印する「脱・D・51.11.22」の表示が記されているとともに、申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和51年に脱退手当金が支給されたことを意味する「51脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の51年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 194

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から 43 年 5 月 16 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 7 日から同年 12 月 2 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 10 月 26 日まで  
④ 昭和 45 年 11 月 4 日から 46 年 6 月 4 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間④の事業所を退職後の昭和 46 年 9 月 14 日に脱退手当金を受給したこととなっていた。

私は、申立期間について、脱退手当金の支給を受けた覚えが無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 9 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を請求する場合、その請求時点以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象として請求するものとされているが、申立人は申立期間の最終事業所に勤めていた以前に厚生年金保険に加入していたすべての期間について脱退手当金の支給を受けた記録となっている。

さらに、申立人は申立期間後の昭和 55 年 10 月 1 日に国民年金に加入しているが、国民年金加入期間 244 か月のうち未納期間が 154 か月あり、申立人の年金に関する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 195

### 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 21 日から 63 年 12 月 21 日まで  
A事業所に昭和 56 年 2 月 20 日から 63 年 12 月 21 日まで勤務していた。  
勤務期間のうち、56 年 2 月 20 日から 57 年 5 月 20 日までは厚生年金保険に加入しているが、申立期間は加入していない記録となっており、納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは、申立人から名前の挙がった同僚一人（同事業所における厚生年金保険被保険者期間は昭和 54 年 3 月 2 日から平成 5 年 12 月 21 日まで）の「期間ははっきりしないが勤務していた。」との供述から同事業所に勤務していたことは認められるが、申立期間に勤務していたかについては不明である上、勤務していた期間を確認できる資料及び供述は無い。

また、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していない上（厚生年金保険被保険者期間である昭和 56 年 2 月 20 日から 57 年 5 月 20 日までの期間は雇用保険の加入記録あり）、社会保険庁の記録によると申立期間は国民年金被保険者期間で保険料は納付済みであると同時に、B市区町村の記録によると申立期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間について、「1 日の勤務時間が 5 時間で、正規職員だった。」と申し立てているが、申立期間当時の事業及び事務を引き継いでいるC事業所の担当者は、「申立人の業務の雇用形態には 2 種類あり、正規職員の場合は社会保険にすべて加入しているが、アルバイト（不定期雇用）の場合には社会保険は無い。当時は、アルバイトでも毎日仕事があった。」と回答しているほか、同事業所が保管する労働者名簿によると、申立人は昭和 56 年 2 月 20 日に雇用され、申立期間の始期の前日（昭和 57 年 5 月 20 日）に同事業所を退職していることが確認でき、同事業所担当者は「申立期間の申立人に係る労働者名簿は無い上、当時の関係書類は残っていないため厚生年金保険料

控除については不明。」と回答している。

加えて、申立人から名前の挙がった同僚一人は、「申立人との勤務形態の違いは覚えていない。自分は一日8時間労働で1か月25日勤務の正規職員だったが、申立人の給料の控除については覚えていない。」と供述している。また、社会保険庁が管理している記録により申立期間に勤務していたことが確認できる同僚二人に照会したところ、いずれも申立人の名前に記憶は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 10 月まで

昭和 42 年から 43 年ごろ、A 社に入社し、講習及びペーパー試験を受けた後、同社 B 出張所に配属になった。仕事の内容は C 業務等であった。

当時の関係資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社 B 出張所に勤務していたことを確認できる資料は無く、また、同社に係る申立人の雇用保険加入記録が無い上、申立期間の一部（昭和 43 年 9 月及び同年 10 月）は他の事業所において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、同社 B 出張所は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社では B 出張所所属職員は同社 D 支店の厚生年金保険被保険者として取り扱われていたと説明しているところ、社会保険事務所が保管する申立期間に係る同出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。このほか、同社の 7 事業所に係る被保険者原票（約 600 件）について氏名縦覧したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険加入状況について、同社は「労働者名簿で確認したが申立人の在籍記録は無い。また、E 厚生年金基金及び F 健康保険組合に係る資料においても申立人の加入記録は無い。」と回答しているほか、同社事務担当者は「C 業務に従事していた人は、必ずしも全員を

厚生年金保険に加入させていないかもしれない。」と述べている上、企業年金連合会も「E厚生年金基金における申立人の加入記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人から聴取しても「経理担当者や同僚については、覚えていない。」と述べており、関係者の供述を得ることができないことから、同社の被保険者原票により連絡先が確認できた同僚3人（いずれも申立期間に勤務）のうち連絡が取れた一人から、申立期間当時において主にC業務に就いていた者の厚生年金保険への加入状況等について聴取したが、「B出張所は存在した。私のような事務職の者はほとんどが厚生年金保険に加入していたと思うが、C業務に従事していた人の取扱いについては分からない。当時のC業務に従事していた人の氏名は覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年11月1日まで  
② 平成元年4月1日から同年11月1日まで  
③ 平成2年4月1日から同年11月1日まで  
④ 平成3年4月1日から同年11月1日まで  
⑤ 平成4年4月1日から同年11月1日まで  
⑥ 平成5年4月1日から同年11月1日まで  
⑦ 平成6年4月1日から同年11月1日まで

昭和62年6月から平成8年9月まで、A事業所で季節労働者として勤務していた。昭和63年から平成6年まで、毎年6か月勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間①のうち昭和63年4月1日から同年10月10日までの期間、申立期間②のうち平成元年4月1日から同年10月6日までの期間、申立期間③のうち2年4月1日から同年10月5日までの期間、申立期間④のうち3年4月1日から同年10月5日までの期間、申立期間⑤のうち4年4月1日から同年10月5日までの期間、申立期間⑥のうち5年4月1日から同年10月15日までの期間及び申立期間⑦のうち6年4月1日から同年10月15日までの期間については、申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立ての事業所が提出した申立人の申立期間①から申立期間⑦の期間に係る給料台帳の厚生年金欄には、いずれも控除額が記載されておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人は、申立期間④の一部及び申立期間⑤から申立期間⑦を含む、平成3年9月11日から7年4月1日までの期間は国民健康保険に加入していたことがB市区町村の回答により確認できるとともに、申立人は申立期間のすべて国民健康保険に加入していたと回答しており、当該期間において厚生年金保険と国民健康保険を重複して加入することは考え難い。

さらに、申立期間に申立ての事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚2人に確認したが、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。